

第 22 期 芦別商工会議所議員選挙・選任

平成 25 年 10 月 31 日をもって、第 21 期議員の任期が満了となることから、定款並びに議員選挙及び選任に関する規則に基づき、次のとおり議員選挙・選任が行われます。

○議員改選の順序

当所の議員を選ぶ順序は、1 号議員・2 号議員・3 号議員の順に選ばれます。

○1 号議員とは（定数 24 人）

会員及び会員以外の特定商工業者の投票によって、会員の中から選挙によって選ばれます。

○1 号議員の選挙権

選挙権は、会員及び会員以外の特定商工業者に与えられます。

会員は、会費及び負担金を選挙人名簿確定日までに納めた方に、会費負担額に応じて（会費 1 口につき 1 個の選挙権）、最高 20 個を限度としています。また、会員である特定商工業者は、別に 1 個の選挙権が与えられます。

会員以外の特定商工業者は、特定商工業者負担金を選挙人名簿確定日（10 月 14 日）までに納めた方に、1 個の選挙権が与えられます。

○1 号議員の被選挙権

被選挙権は、会員で会費を選挙人名簿確定日までに納めた方に与えられます。会員以外の特定商工業者は、被選挙権はありません。

なお、立候補の受付を締切った時点（10 月 7 日）で、立候補者が定数を超えなければ無投票当選となります。

○2 号議員とは（定数 15 人）

会員が営んでいる主要な業種によって、当所の 8 部会（商業第 1・商業第 2・観光サービス・鉱工業・建設業・農林業・運輸交通・理財）に分類した部会員の中から選ばれます。

○3 号議員とは（定数 6 人）

1 号議員及び 2 号議員が選任した選考委員によって会員の中から選ばれます。

選任については、1 号議員及び 2 号議員で組織する議員協議会を開催して、選考委員 7 名を選び、選考委員会において 3 号議員を選びます。

○議員の任期

第 22 期の議員の任期は、平成 25 年 11 月 1 日から 3 年後の平成 28 年 10 月 31 日までとなっています。